

埼玉県協定締結医療機関施設・設備整備事業実施要綱

令和6年8月23日
保健医療部長決裁

1. 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）に基づき、県と法第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2. 事業の実施主体

法第36条の3の規定に基づき、県と協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者とする。

3. 事業内容

（1）法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

①施設整備事業

ア. 病室の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

イ. 病棟等の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置
- ・病棟入り口の扉の設置
- ・病棟のゾーニングを行うための改修 等

ウ. 個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

②設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

ア. 簡易陰圧装置

- イ. 検査機器（PCR検査装置）
- ウ. 簡易ベッド

(2) 法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

①施設整備事業

- ア. 個人防護具保管施設の整備
 - ・個人防護具保管庫の設置
 - ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

②設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

- ア. 検査機器（PCR検査装置）
- イ. 簡易ベッド
- ウ. HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

(3) 法第36条の2第1項第3号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整備事業

個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

4. 留意事項

- (1) 2の実施主体となり、「埼玉県協定締結医療機関施設整備事業費補助金交付要綱」及び「埼玉県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱等」という。）により補助を受けようとする者は、補助を受けようとする年度の3月31日までに協定を締結すること。
- (2) 3(1)①アについては、新興感染症患者の受入れを行うために確保する病室の整備に限る。
- (3) 3(1)②アについては、原則として新興感染症患者の受入れを行うために確保する病室に整備するものに限る。ただし、新興感染症患者の受入れを行うために整備する必要があると認められるものはこの限りではない。
- (4) 3(1)②イ、3(2)②ア及びウについては、過去に以下の補助金において、設備整備の補助を受けた実績がある種目は、対象外とする。

- ・令和2年度埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金
 - ・令和2年度埼玉県新型コロナウイルス感染症検査機関設備整備事業補助金
 - ・令和2年度埼玉県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業（設備整備）補助金
 - ・令和3年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金
 - ・令和4年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金
 - ・令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金
 - ・令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）補助金
 - ・令和2年度から令和5年度において、埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱に基づき、埼玉県から県内市町村に対して交付金を交付した事業に係る補助金
- (5) この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、交付要綱等に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は令和6年8月23日から施行する。なお、令和6年4月1日から適用する。